

マイノリティーの類型化

——その基準に関する一考察——

海野道郎^{*1}
鏡 豊^{*2}

§ 0・序：研究の視点と本稿の構成

「差別」は、現代社会における最も重要な問題の1つである。しかも、この問題は、国際関係にも影響を及ぼすほどのひろがりを有しているのである（海野、1978）。

しかし、一口に「差別」といっても、それが生じる契機はさまざまである。鈴木（1975）によれば、差別とは「本人の選択や責任とは関わりのないような、個人の能力・業績ないし個人の行動と無関係につくられた自然的・社会的区分（カテゴリー）に属していることを理由にされて、集団ないし個人が不利益を蒙るか人権を侵されるか、不愉快な思いをさせられる行為」であり、ここで、自然的区分としては、「人種、性別、心身障害者、老人、乳幼児など」が、社会的区分としては、「民族、宗教、身分、奴隸、移民、貧富、学歴など」があげられている¹⁾。

このようにさまざまな「区分」にしたがって、「差別」より一般的ないい方をするならば集団間関係ないし人間関係は、種々の様相をとることになろう。したがって、「差別」の問題を考えるに際しては、この「区分」について十分な検討を行う必要がある。そして、この「区分」とマイノリティー・マジョリティー関係との対応を考えることによって、この関係の制御可能性、マイノリティー解放の方法などを構想することができよう。

われわれは既に前稿において、このような視点

から、マイノリティーの類型化に関して若干の検討を行なった²⁾。本稿の目的は、それをさらに発展させることによって、マイノリティーを類型化するための諸基準を明確化し、その性質を検討することにある。それらの基準を用いて種々のマイノリティーの類型化を試みることは、続稿で扱かれる。

まず、§ 1においては、マイノリティーという語の定義に関して先行研究の検討を行なったのちに、後続の作業に必要とされる最少限の暫定的定義を試みる。次に§ 2においては、マイノリティーの類型化に関する先行研究を批判的に検討し、われわれの行う類型化の方法を明確にする。そして§ 3では、以上の基盤の上に、（海野、1978）の補論で述べた諸基準の再検討と明確化を行う。そして最後に§ 4においては、以上の作業をふまえてなされるべき今後の研究について若干の展望を試みる。

§ 1・マイノリティーの定義：先行研究の検討と暫定的定義

マイノリティー（minority）とは何か。Louis Wirthの古典的定義によれば、「少数民(minority)とは、その肉体的または文化的特質のために、その住んでいる社会のなかで他と区別されて、差別的な不平等な取扱いをうけ、したがってみずからを集団的差別の対象と考える一群の人びとを意味する」（Wirth, 1945 : 347, 邦訳, 126頁）³⁾。

この定義は、その後の研究に大きな影響を与えた。

*¹ 関西学院大学社会学部

*² 東京工業大学大学院社会工学専攻（博士課程）

1) この定義自体には若干問題があるが（海野、1978 : 100 を参照），ここではそれに立ち入る必要はない。

2) （海野、1978）中の「〔補論〕マイノリティーの類型化に関する覚え書き」を参照。以下、「前稿」とは、この覚え書きを意味する。

3) 本定義および定義の含意に関する原文については〔付録1〕を参照。

たようである。すなわち、マイノリティーについて、独自に定義を試みたものの中にも、Wirth の定義と大同小異のものが存在するのである⁴⁾。

さて、Wirth の定義においては、「大きさ」⁵⁾という概念は、マイノリティーという概念を構成する条件とはなっていない。それは、(1)彼が先に引用した定義に続く記述の中でドミナント・グループ (dominant group) と対照させていること（原文347頁、邦訳127頁）、および(2)「この概念（マイノリティー——引用者）を統計的なものと臆断してはならない」（原文349頁、邦訳129頁）と述べていることから明らかである。また、彼は続けて、「グループの大きさは、ある程度その地位に影響し、優勢グループとの関係に影響するかもしれないが、少数民族を数で判断すべきでない。我々が少数民族とみなす人びとが、実際上数の点では多数者である場合もある。すなわち合衆国の南部諸地方のようなところがある。そこでは黒人が住民中の圧倒的多数者である。にもかかわらず黒人は、社会的・政治的・経済的に従属民であるという意味で、間違いもなく少数民族である。」（原文349頁、邦訳129頁）と記している。したがって、ワースのマイノリティー概念は、規模にではなく、従属性に依存しているのである⁶⁾。

表1 民族集団 (Ethnic Groups) の類型

Power Size	+	-
+	Majority Group	Mass Subject
-	Elite	Minority Group
	Dominant Groups	Subordinate Groups

(Schermerhorn, 1970 : 13)

これに対して、Schermerhorn (1970 : 12~14)

は、規模と権力という2つの変数を用いて民族集団⁷⁾を類型化した（表1）。この表において権力（Power）の+、-が何を意味するのかについては、彼がドミナント・グループ (dominant group) について行っている定義から明らかである。 (Schermerhorn)によれば、「ドミナント・グループというものは、ある社会の中にあって次のような性質をもつ集合体のことである。すなわち、支配的な価値体系の保護者兼支持者として、また、その社会における報賞の主要な分配者として機能する卓越した権威をもった集合体のことである。ところで、表1では、権力を持った (+) 集団がドミナント・グループであると定義されている。したがって、権力を持つという概念は、上記の定義中で下線を引いた部分に相当することが分る。

これに対して、表1において size の+、-が何を意味するかについては、いささか不分明である。マイノリティー・グループはある社会の人口の半数に満たない、という記述は確かに存在する、しかしこのことからは、size が-であるということが「人口の半数に満たない」ことは言えるとしても、+が人口の過半数をさすということは言えない。グループの数が3以上の時には、いずれのグループも過半数に満たないということがありうるからである。したがって、典型的な集団間関係であると彼が記しているマジョリティー・グループ——マイノリティー・グループおよびエリート——マス・サブジェクトという2つの関係は、集団数が2の場合には問題ないが、それが3以上の場合には再検討の必要があろう⁸⁾。だが、このような欠陥はあるとしても、集団を類型化するために権力と規模を考慮する必要があるとした

4) たとえば、(Kinlock, 1974) や (Wagley & Harris, 1964) の定義は、そのようなものである。〔付録1〕を参照。

5) 集団の絶対的ないし相対的人数。われわれは、以後、この概念を「規模」と呼ぶことにする。

6) しかしながら、このことは、彼がマイノリティーの規模を無視しているということを意味しているわけではない。そればかりか、彼は、マイノリティー問題を考察する場合の要点として、当該社会に存在するマイノリティーの数とそれぞれの規模を第一に挙げているのである（原文352頁、邦訳132頁）。なお〔付録2〕2、を参照。

7) Schermerhorn は民族集団を次のように定義している。

“An ethnic group is defined here as a collectivity within a larger society having real or putative common ancestry, memories of a shared historical past, and a cultural focus on one or more symbolic elements defined as the epitome of their peoplehood. Examples of such symbolic elements are: kinship patterns, physical contiguity (as in localism or sectionalism), religious affiliation, language or dialect forms, tribal affiliation, nationality, phenotypical features, or any combination of these.” (Schermerhorn, 1970 : 12)

8) 以下に示すとおり、Schermerhorn 自身、集団数が3以上の場合を考えている。“……each society can, by our definition, have only one dominant group but a plurality of subordinate groups, ……” (Sehermerhorn, 1970 : 13)

Schermerhorn の説は、傾聴に値しよう。

しかしながら、われわれの研究の基本的視点の1つ、すなわち、「差別」を含みうるような集団間関係ないし個人間関係をいかに制御しうるかという視点から考えた場合、マイノリティーという語を Schermerhorn のような意味に限定する必要はない。われわれは暫定的に、Schermerhorn の意味における Subordinate Groups にマイノリティーという語を付与することにする。これは、基本的には、Wirth の用語法に従うということである。そして、このようなマイノリティーがどのような構造をもつかということを明らかにすることによって、すなわち、マイノリティーの類型化を行なうことによって、マイノリティーの概念を明らかにしたい。

§ 2・マイノリティーの類型化：先行研究の批判的検討

前節で明らかになったように、マイノリティーという語を明確に定義した文献は、マイノリティーに関する文献の量と比較した場合、異常と思えるほど少なかった。同様のことが、マイノリティーの類型化についても言える。

表2 統計的な少数者

対象ではなない。	一定目的から決して偏見のない。	指定されることは少ながり。	たんなる人口統計上の少數者
る。	別されたりす。	蔑されたりす。	ひかえめに軽
。	さされたりす。	さされたりす。	心理学的的な少數者
。	集団	身代わり	

(G.W.Allport, 1954, 邦訳, 213頁)

Allport (1954) による分類（表2）は、初步的

な直観的分類の域を出ていない。

Rex (1970: 28) は、「マイノリティー・グループの種類の包括的リスト (exhaustive list of the kinds of minority groups)」と銘うって、次のような分類を提示している⁹⁾。

- 1) 征服された敵 (例: アメリカ・インディアン, カナダのフランス人)
- 2) 全くの奴隸(例: 英領西アフリカのニグロ)
- 3) 貧しい移民 (例: アメリカ合州国のイタリア人やポーランド人)
- 4) 政治亡命者 (例: 共産社会からのハンガリー人亡命者)
- 5) 契約労働者 (例: 種々の英領植民地におけるインド人や中国人の労働者)
- 6) 交易マイノリティー(例: ユダヤ人貿易者, 印僑, 華僑)

この分類では、種々のマイノリティーが並列されているだけで、項目間の構造化がなされていない。したがって、このリストが何故包括的であるかという根拠は不明である。しかも、この分類は、マイノリティーとなった（過去の）契機を問題としているので、マイノリティー・マジョリティー関係の制御可能性を探ろうとするわれわれにとっては、あまり意味をもたない。

Kinlock (1974: 50)によれば、マイノリティー・グループの主なタイプとしては、次のようなものがある。

- 1) 肉体的 (physical) : 人種, 性, 年令
- 2) 文化的 (cultural) : 宗教, 民族性
- 3) 経済的 (economic) : 社会階級
- 4) 行動的 (behavioral) : 逸脱

彼は、このような分類を行なったうえで、人種 (race) というものが、マイノリティーの成員性を考える際の最も基本的な基準であるとしている。しかし、この類型化も、Rexの場合と同じ理由によって、われわれには満足すべきものではない。

このような、いわば形態的特徴に基づいた分類に対して、Wirth (1945: 354-363) は、マイノリティーの究極的目標を基準として、次のような類型化を行っている¹⁰⁾。

9) 詳しくは、〔付録2〕1, を参照。

10) ここでは (Simpson & Yinger, 1972: 13-15) より重引用。また、Rex (1970: 27) も、Wirth に示唆されたためか、内容的には同じ記述を行なっている。“……the minority seeks to assimilate, to coexist, to secede or to reverse the existing order of things by becoming the dominant group,……”

- 1) 共存主義者 (Pluralist) : マジョリティーや自分達以外のマイノリティーと平和的に共存することを望む。
- 2) 同化主義者 (Assimilationist) : 自分達を取り巻く社会の中に吸収されて、単に個人として扱われることを望む。(同化は、マジョリティー側がその考えを受け入れる時にのみ起りやすい。)
- 3) 分離独立主義者 (Secessionist) : 文化的かつ政治的独立を追求する。
- 4) 闘争主義者 (Militant) : 平等への要求通り越して、自分達の優越を望む。すなわち、状況を全面的に逆転させようとする。

この分類に用いられた視点は、マイノリティー・マジョリティー関係自体を考える際には重要である。しかし、関係の制御を考察しようとするわれわれにとっては、この分類は不都合である。なぜならば、関係の性質による分類を用いたのでは、あるマイノリティー・マジョリティー関係が何故そのようになるのかに対する答がトートロジーになってしまふからである。たとえば、ある関係が同化の様相を呈している時に、その解釈として、それはそのマイノリティーが同化主義者だからだといってみても、何の情報も付け加えたことにならないであろう¹¹⁾。

われわれの目的、すなわち、マイノリティー・マジョリティー関係の制御可能性という視点からは、なぜそのような関係が生じるのか、ということを説明できるような類型化が必要なのである。しかしながら、従来のマイノリティー研究において行なわれてきた類型化は、いずれも満足すべきものではない。

この原因の1つは、次のような事実によるものであろう。それは、従来のマイノリティー研究のほとんどすべてが人種的 (racial) ないし民族的 (ethnic) なものに限定されてきた、という事実である。しかし、そのこと自体は特に非難すべきことではない。マイノリティー研究の主舞台であるアメリカ合衆国においては、民族間関係が非常に

重大かつ緊急であったために、他の種類のマイノリティーが視野に入りにくかったのであろう。しかし、現代日本に住んでいるわれわれは、民族的な問題に対して距離をとることができる¹²⁾ため、対象の範囲を民族集団以外のものに拡張することが可能となる。しかも、上述のような目的を考慮した時、われわれの分類基準は、マイノリティー・マジョリティー関係の形態を左右するような、本質的かつ抽象的なものでなくてはならないであろう。われわれは次節において、そのような基準を検討する。

§ 3・マイノリティー類型化の基準：その定義

では、以上の要求に応えうる基準とは、具体的には、どのようなものであろうか。

われわれは前稿の中で、そのような基準についての試案を覚え書き風に記しておいた。この覚え書きの中でわれわれが指摘したのは、マイノリティーの規模(絶対的、相対的)、権力へのアクセシビリティー、ハンディキャップの社会的規定性、可視性、マジョリティーとマイノリティーとの間の移行可能性、などの諸基準であった。さらに、移行可能性に関しては、個人的契機—社会的契機、通世代的—单世代的、偶然性—必然性、可逆性—不可逆性、意図的—無意図的、という5つの次元を設定した。

本節では、この覚え書きに記された概念を出発点として、それを拡充・精緻化させることを試みる。

§ 3・1 マイノリティーの規模

あるマイノリティーの規模というのは、そのマイノリティーの特性をもつ人々の集合¹³⁾に含まれる要素の数、つまり人数のことである。

マイノリティー・マジョリティー関係（の制御可能性）という文脈においてマイノリティーの類型化を行なおう、というわれわれの立場からすれば、この、マイノリティーの規模という基準は不

11) しかし、この分類に先立って Wirth が「実り豊かな類型化」の性質について述べていることは、十分注目に値しよう。この点に関する原文は、[付録 2] 2. を参照。

12) この「距離をとることができる」ということ自体を、日本の社会構造の問題とすることもできる。

13) この概念を、以後、社会的カテゴリー (social category) と呼ぶ。

可欠なものである。なぜならば、第1に、マイノリティーの規模が余りにも小さい時には、そのマイノリティーは社会的に無視されがちである。第2に、マイノリティーの規模が小さい時には、社会的カテゴリーが集団や組織を形成する可能性が小さくなると考えられるからである¹⁴⁾。また第3に、マイノリティーの規模を測定するという一見客観的な作業自体の中に、マジョリティーの政策的価値が食い込む可能性があるからである¹⁵⁾。

§ 3・1・1 マイノリティーの絶対的規模

ところで規模という基準は、さらに2つの次元を持つ。絶対的規模と相対的規模である。

絶対的規模とは、ある社会的カテゴリーに含まれる人数そのものである。われわれがマイノリティー・マジョリティー関係の制御可能性を考える場合、マイノリティーとしては、集団としてのマイノリティー (minority group) を考えてはならない。なぜならば、集団を形成していない場合にも、制御の対象とはなりうるからである¹⁶⁾。われわれが社会的カテゴリーとしてマイノリティーに固執するのは、このためである。だが、実際の分析に際して使用可能な数字は、この原則を満たさない場合が多いであろう¹⁷⁾。

§ 3・1・2 マイノリティーの相対的規模

あるマイノリティーの相対的規模とは、その絶対的規模を、当該社会の規模（人口）で割った値である。

相対的規模が絶対的規模と密接な関係にあることは言うまでもない。しかし、マイノリティー・

マジョリティー関係の現象形態に及ぼす影響という点においては、相対的規模は絶対的規模と独立である。

相対的規模という概念と絶対的規模という概念を考えあわせると、極根状態（理念型）としては次のような場合が考えられる。

(I) 第1に、相対的規模は同じでも、絶対的規模は異なる場合がある。(II) 第2に、絶対的規模は等しくても、相対的規模は異なる場合がある。後者は、さらに2つの場合に分けられる。(II-a) 第一に、全体の単位の変化によって差異が生じる場合がある。たとえば、あるマイノリティーがある特定の地域（たとえば県）に集中している（あるいは、させられている）場合、その地域におけるマイノリティー・マジョリティー関係は、その地域を一要素とする全体（たとえば国）におけるその関係とは異なるであろう¹⁸⁾。(II-b) 第2に、あるマイノリティーが2つの地域（たとえば2つの県）に同数ずつ存在し、しかも2つの地域の全体規模（マイノリティーの数とマジョリティーの数の合計）が異なる場合である。極端な場合には、一方の地域ではマイノリティーが数の上で大多数を占めるのに対して、他方ではマイノリティーの相対的規模が余りにも小さいために、マイノリティーの存在にマジョリティーが気づかないことも起りうる¹⁹⁾。

以上で述べたことを定式化しよう。まず、次のように記号を定める。

A_i : 地域i

A_j : 地域j

m_k : 地域kにおけるマイノリティーの絶対的規

14) 余りにも規模が小さい場合には、仮に組織化が成功したとしても、有効な政治的・社会的勢力とはなりえないであろう。したがって、そのような目的の組織化は行なわれないであろう。しかし、「親睦」を目的とした組織化は、行なわれる。

15) たとえば、総理府が昭和50年に実施した、全国同和地区調査では、北海道をはじめとする13都道府県の報告がなかつた。しかも、このデータは全国そのものとして記述されている。

16) 従来の研究が、多くの（あるいは、ほとんどの）場合、マイノリティー集団を対象としていたのは、それらの研究が現象の記述ないし解釈という視点に立ち、制御可能性という視点が欠如していた（ないしは、強くはなかった）ためであろう。

17) これは、社会的カテゴリーが必ずしも顕在的でないためであり、また前述のように、人数を算えるという「客観的」作業自体に政治的意図が入り込みうるからである。われわれの研究は、（研究一般がそうであるが、この場合には特に）「事実らしきもの」の上に立脚せざるを得ないのである。

18) このような例としては、北海道におけるアイヌと日本全体におけるアイヌ、ケベック州におけるフランス系とカナダ全体におけるフランス系、などが考えられる。

19) 「気づかない」ということは、II-aの場合にも問題となる。なお、この問題は可視性ということとも関わってくる。この点については、後述を参照（§ 3・4）。

模

M_k ：地域 k におけるマジョリティーの絶対的規模

ここから、地域 k の総人口 P_k 、地域 k におけるマイノリティーの相対的規模 m'_k 、同じくマジョリティーの相対的規模 M'_k は、次のように表わされる。

$$P_k = m_k + M_k$$

$$m'_k = m_k / P_k$$

$$M'_k = M_k / P_k$$

このとき、上に記した各々のケースは、次のように定式化される。

(I) $A_i \cap A_j = \emptyset, m'_i = m'_j$ かつ $m_i \neq m_j$

したがって、この時には、

$$M_i \neq M_j$$

$$P_i \neq P_j$$

(II) $m_i = m_j$ かつ $m'_i \neq m'_j$

したがって、この時には、

$$M_i \neq M_j, P_i \neq P_j$$

(a) $A_i \subset A_j, P_i \ll P_j$

したがって、 $m'_i \gg m'_j$

(b) $A_i \cap A_j = \emptyset, P_i \neq P_j$

したがって、 $m'_i \neq m'_j$

このとき、 a_j を次のように定義する。

$$a_j = \sum_i p_i c_{ij}$$

また、社会的カテゴリー M_k における権力へのアクセシビリティー A_k は、そのカテゴリーに含まれるメンバー個々人の権力へのアクセシビリティーの和であると考える。したがって、 A_k は

$$A_k = \sum_{j \in M_k} a_j = \sum_j \sum_i p_i c_{ij}$$

と表現される²⁰⁾

さて、以上の定義式には、時間という概念が明示的には入っていない。しかし、確率 c_{ij} を考える場合に、個人 j が地位 s_i を獲得するという事象が生起する時空間をどの範囲まで広げるかを操作することによって、実質的には導入されている。たとえば、3才の幼児が1年後に総理大臣の地位を獲得する確率は、現在の制度のもとでは制度的にゼロ（つまり、有り得ないこと）だが、60年後まで考えた場合、制度が不变であるとすれば原理的にはゼロでなくなる。南アフリカ共和国の住民の中で68%を占める²¹⁾バントゥー系アフリカ人が、白人に代って大きな権力の付随した地位を占める確率は、時空間を拡げるとともに増大するであろう。

§ 3・2 権力へのアクセシビリティー

この概念は、マイノリティーとマジョリティーについて考える際には特に重要である。たとえば、アメリカ合衆国において黒人が権力をを持つ日の来ることは十分に予想される（アクセシビリティ一大）。しかし、重度身体障害者が権力を握る社会というのは想像し難い（アクセシビリティ一小）。

われわれは、権力へのアクセシビリティーを次のように定義しよう。

まず、次のように記号を定める。

S ：当該社会における地位の集合

$s_i \in S$: S の元、すなわち、当該社会における個々の地位

p_i : s_i に付随する権力の大きさ

c_{ij} : 個人 j が地位 s_i を獲得する可能性（確率）

a_j : 個人 j の、権力へのアクセシビリティー

§ 3・3 ハンディキャップの社会的规定性

この基準に関して、われわれは前稿で次のように記した。「ハンディキャップには社会（ないし文化、制度）に規定されたものとそうでないものがあることにも注意したい。たとえば、皮膚の色が黒いということは、黒人に対する偏見が払拭され（Black is beautiful）しかも生活条件の平準化が行なわれれば、何らハンディキャップではない。しかしながら身体障害者は、いかなる社会においてもハンディキャップを負わされている。補助具等の発達によって、その差が小さくなるであろうことは予想され、期待されるとしても、依然としてそうである。また、老人について考えてみると、かつては長く生きていることによる知識・経験の蓄積が社会にとって不可欠とされていた（村の古老）のに対して、技術革新とともにう産業構造・

20) p_i, c_{ij} をどのように定義するかということは、それ自体大きな問題となるので、機会を改めて検討したい。

21) (楠原, 1978)

社会構造の変化によって、老人は、活力の衰えたものとして位置づけられるようになっている。」

ここでわれわれが考えたのは、マイノリティーに対するマジョリティーの規定（「まなざし」）が変わった場合に、黒人のハンディキャップは意味を消失するが、身障者のハンディキャップは消失しない、ということであった。だが、そのように言いきれるのだろうか。

「まなざし」が変われば「扱い」も変わりうるだろう。スロープなどの設置によって、身障者が車椅子で街に出ることが手軽に出来るようになり、また、階段しかない所では近くにいる人が手助けをするようになるだろう²²⁾。そのとき、彼のハンディキャップは消失（ないし軽減）するであろう。黒人の場合には、黒人に対する「まなざし」が変ることによって、就職に対する門戸が開かれるなど、「扱い」の変化が生じるだろう。このとき、彼のハンディキャップは消失するであろう。このように考えてみると、身障者と黒人との間にはハンディキャップに関して本質的な差は存在しないようと思われる。

しかし、やはり差は存在する。黒人に対する偏見が払拭された時、黒人と非黒人は、全く対等な条件で相互作用をすることができる。共に働く、一緒に風呂に入り、散歩し、映画を見、さらに結婚することができる。身障者と非身障者も、もちろん結婚できる。しかし、非身障者が身障者に対する偏見をぬぐい去ったからといって、身障者と対等な条件で相互作用を営むことが出来るであろうか。両足揃っている男が、両足の切断された男に向かって「いっしょに走ろうじゃないか」という言葉をかけるのは、妥当な行為であろうか²³⁾。目に不自由を感じない男が全盲の男を絵の展覧会に誘えるであろうか。

このように考えてみると、社会的規定性という

概念は、

- (1) マイノリティーに対する負の価値づけを取り去った瞬間に、マイノリティーとマジョリティーとの差異が意味を消失する場合。
- (2) 価値づけを取り去った後に、いかなる行動を行なっても、差異が厳存する場合
という2つの極限状態を結ぶ連続的変数であると考えられる²⁴⁾。

§ 3・4 可視性（認知可能性）

可視性のイメージは、前稿に従がえば、次のようなことになる。「可視性について考えてみよう。たとえば、老人は『可視的』だが、部落民はそうではない。部落民は、部落民以外の人と違う——つまり可視的だ——という人も、世の中には存在する。しかし、結婚や就職に際して、信用機関に部落民であるか否かの調査を依頼する者が多い——と伝えられている——ということ自体が、部落民は可視的でないということを明らかに示している。」

このイメージを出発点として少しく考えると、可視性は次のような諸次元によって構成されていることが分かる。

- (1) 内的可視性
- (2) 外的可視性
 - (2 a) マジョリティーにとっての——
 - (2 b) マイノリティーにとっての——
 - (2 c) 社会全体にとっての——

内的可視性とは、社会的カテゴリーとしてのマイノリティーを特徴づける特性が、そのマイノリティーに含まれる個人自身にどれだけ観測可能か、という概念である。たとえば、自分が部落民であることを（直接的にせよ間接的にせよ）誰からも教えられたことのない部落民には、自分が部落民であるということが判らないであろう。部落

-
- 22) ここでは、身障者として、肢体不自由者を念頭においている。他の種類の身障者の場合にも、「扱い」の種類を変えるば同様の議論が成り立つ。
 - 23) 非身障者が身障者に対する偏見をぬぐい去った「世の中」では、「走る」という概念自体が変化している可能性がある。この点に関しては、マジョリティー、マイノリティー双方が現時点で共有している「世の中の意味」についての考察として、機会を改めて論じる。その際、Wirthの定義が重要な手がかりを提供するであろう。
 - 24) このような考え方方は、マイノリティーとマジョリティーとの現実の差異が、文化（価値づけ）によって規定される部分とそれ以外の（物理的に規定される）部分から成り立っている、という基本的イメージに依拠している。したがって、物理的には差異のない複数のカテゴリーが、ある文化の場に置かれた場合には差異が生じる、ということはある。あるいは逆に、物理的には異なる複数のカテゴリーが、ある文化の場においては差異が消失する、ということもあるかもしれない。なお、この問題に関しては、論文末尾の（補注1）を参照。

民は、内的可視性が低いのである。

これに対して外的可視性とは、本人以外の人がある人（ないしその集合）をマイノリティーであると認知する確率である²⁵⁾。

いま、2人の人間 i, j を考え、 j が i をマイノリティーの一員だと認知する確率を p_{ij}^i とする²⁶⁾。このとき p_{ij}^i を、 j による i の（外的）可視性と定義する。

さて、ある社会 S が、2つの下位社会 S_1, S_2 に分かれているとしよう²⁷⁾。

$$S_1 = \{1, 2, \dots, i, \dots, n_1\}$$

$$S_2 = \{1, 2, \dots, j, \dots, n_2\}$$

$$S = \{1, 2, \dots, k, \dots, n_1 + n_2\}$$

$$S = S_1 \cup S_2$$

ここで、（形式的には不必要だが、イメージを明確にするために） S_1 をマイノリティー、 S_2 をマジョリティーとする。 (S_1, S_2) は共に社会的カテゴリーである。)

このとき、 S_2 の要素（マジョリティーの一員） j による S_1 の可視性 $P_{S_1}^j$ を、

$$P_{S_1}^j = \frac{1}{n_1} \sum_{i \in S_1} p_{ij}^i$$

また、 S_2 による（マイノリティーの一員） i の可視性を

$$P_{S_2}^i = \frac{1}{n_2} \sum_{j \in S_2} p_{ij}^i$$

と定義する。以上の準備のもとに、 S_2 による S_1 の可視性は、

$$P_{S_1}^{S_2} = \frac{1}{n_2} \sum_{j \in S_2} P_{S_1}^j = \frac{1}{n_1 n_2} \sum_{j \in S_2} \sum_{i \in S_1} p_{ij}^i$$

と定義される。これが、マジョリティーにとっての外的可視性（上記 2 a）であり、一般に可視性と呼ばれているのは、この概念であろう。しかし、マイノリティー・マジョリティー関係の制御可能性を考えるためには、(2 b), (2 c)の概念も重要である。それらは、各々、次のように定義される。

(2 b) の定式化

$$P_{S_1}^{S_1} = \frac{1}{n_1 - 1} \sum_{\substack{j \in S_1 \\ j \neq i}} P_{S_1}^j = \frac{1}{n_1(n_1 - 1)} \sum_{j \in S_1} \sum_{i \in S_1} p_{ij}^i$$

(2 c) の定式化

$$\begin{aligned} P_{S_1}^S &= \frac{1}{n_1 + n_2 - 1} \sum_{\substack{j \in S \\ j \neq i}} P_{S_1}^j \\ &= \frac{1}{n_1(n_1 + n_2 - 1)} \sum_{j \in S} \sum_{i \in S_1} p_{ij}^i \end{aligned}$$

§ 3・5 移行可能性

この概念に関して前稿で述べたことは、それ自体は誤りではない。しかし、いささか現象に密着しすぎた次元であったと思われる。これらの次元を検討した結果、われわれは次のような定式化に到達した。実際の移行可能性は、これらの次元の組み合わせによって表現される。

(1) 移動の様相

(1-a) 世代内移動と世代間移動

マイノリティーとマジョリティーとの間の移動には、世代内移動と世代間移動がある〔前稿の通世代的——单世代的を一般化〕

(1-b) 可逆移動と非可逆移動

マイノリティーを m 、マジョリティーを M としたとき、移動の類型と、各類型に該当するマイノリティーの例は次のようになる（→移行可能、 \Rightarrow 移行不能）²⁸⁾。

(i) $m \rightleftharpoons M$ （例：アナキスト）

(ii) $m \rightleftarrows M$ （例：低学歴者）

(iii) $m \rightleftharpoons M$ （例：老人）

(iv) $m \rightleftharpoons M$ （例：黒人）

(i) は可逆移動、(ii), (iii) は非可逆移動、(iv) は移動の存在しない場合である。

(2) 制御の様相

(2-a) 制御の主体

移動の制御は、移動する個人ないしその集合自身が行なうこともあれば、他者のこともある。〔新しく導入した次元〕

(2-b) 制御可能性

この次元は、(i)確定的制御可能、(ii)確率的制御可能、(iii)制御不能、の3つに分けられる。〔前稿の

25) これが正しい認知か否かは、とりあえずは問題でない。しかし、マイノリティー・マジョリティー関係を動学的に検討する際には、この、認知の正確度という概念は非常に重要なよう。

26) 一般にこの認知は複数の特性に基づいて行なわれるものと思われるが、そのメカニズムについては、ここでは問わない。

27) 「2つ」というのは、もちろん、定式化を単純にするためである。一般化は容易にできるであろう。

28) マイノリティーの数が複数の場合については、別の機会に考察する。

意図的—無意図的は確定的制御可能—制御不能に、偶然性—必然性は確率的制御可能—制御不能に相当する] ²⁹⁾

(2-c) 個人的契機—社会的契機

この次元について、前稿では次のように記した。
「私は、自分の足を失なえば、身障者になるが、自分1人で部落民になることはない。いわゆる同和地区に住むことによって部落民として扱われることもある。だが、一般には、私が部落民と婚姻関係を結んだとき、私は部落民というカテゴリーに(世間の人から)入れられるのである。」
(補注2)

われわれは、本稿においてもこの概念を残存させるが、これはかなり微妙な問題である。なぜなら、移行可能性の中には事実だけが存在すべきであるのに対して、この概念の中には「みなし」(認知)が混入しているように思われるからである³⁰⁾。

§ 3・6 自己完結性

老人だけで成りたつ社会はありえない。老人というカテゴリーは非老人からの絶えざるメンバー補給によってはじめて存続できる。女だけの社会もありえない。そのような社会が存在したとしても、それが完全に外部から孤立しているならば、一世代後には消失するであろう。

これに対して、部落民やアイヌの場合には、各々のカテゴリー内の人々だけが一定の地域³¹⁾に孤立したとしても、原理的には永久に存続しうる。

さて、これまで挙げた社会的カテゴリーは、すべてマイノリティーであったが、同じことがマジョリティーについても言える。男だけの社会は成り立ちはしないが、白人だけの社会は原理的には存続しうるのである。このことは裏返して考えれば、女なしの社会は成り立ち得ないが黒人ぬきの社会は存続しうる、ということを意味する。

したがって、あるマイノリティーは、そのマイノリティーだけで存続しうるか否か(マイノリティーの自己完結性)と、そのマイノリティーがマジョリティーの存続にとって必要か否か(その

マイノリティーに対する、マジョリティーの自己完結性)という2つの軸によって区切られる4つの空間のいずれかに位置する(表3)。

表3 自己完結性を基準とした

		マイノリティーの分類	
		マジョリティー	自己完結性
マイノリティー	あり	あり	なし
	なし	(1)	(2)
自己完結性	あり	(2)	(3)
	なし	(4)	

たとえば、女は(4)に位置する。老人は、かつては(4)であったが³²⁾、現在は(3)に移っている。今日の老人問題の根本原因はここに存在するものと思われる。黒人がアフリカから連れてこられた時、アメリカ(南部の特に綿花栽培)の白人にとっては、黒人が必要だった。一方、突然連行されてきたばかりの時点においては、黒人が彼らだけで完結した社会を作ることは困難だったと思われる。したがって、当時の黒人・白人関係は、現象的には(4)の関係だった³³⁾。しかし、本質的には、黒人も白人も、自己完結的なものである。したがって、現在、それが(1)の関係にあることが明らかになりつつあるのである。

§ 4 結語

本稿においては、マイノリティーの定義と分類に関する既存の文献を検討した後、マイノリティーを類型化するための基準を、出来る限り明確に定義した。しかし、諸基準のもつ含意については、ほとんど検討されていない。また、種々のマイノリティーの具体的な類型化や、マイノリティー・マジョリティー関係の変化の予測や制御可能性なども、今後の課題として残されている。

(1978年6月8日脱稿)

[付録1] 先行諸研究におけるマイノリティーの定義

1. Louis Wirth の定義

29) ただし、意図した時に実現が不能になったり、実現の確率が低下する場合も考えられる。

30) パッシングという考え方(Goffman, 1963)は、移行可能性と可視性の複合概念と考えられる。

31)もちろん、定住である必要はない。

32) 古老の知恵が必要だった。見田(1966:273)は、生産様式と価値意識との関係の中で、この問題にふれている。

33) ここから、黒人に対する「温情主義」が説明できるものと思われる。Van den Berghe(1967:25-34)はRace Relationsをpaternalisticとcompetitiveに二大別している。

"We may define a minority as a group of people who, because of their physical or cultural characteristics, are singled out from others in the society in which they live for differential and unequal treatment, and who therefore regard themselves as objects of collective discrimination. The existence of a minority in a society implies the existence of a corresponding dominant group with higher social status and greater privileges. Minority status carries with it the exclusion from full participation in the life of the society." (Wirth, 1945 : 347) なお、この部分は (Simpson & Yinger, 1972 : 11) に引用されている。

2. United Nations Subcommission on Prevention and Protection of Minorities の定義

Minorities are "... those nondominant groups in a population which possess and wish to preserve stable ethnic, religious or linguistic traditions or characteristics markedly different from those of the rest of the population." (Yearbook on Human Rights for 1950, UN, 1952 : 490). (Simpson & Yinger, 1972 : 12) より重引用。

3. Schermerhorn の定義

In Europe, the term minority is typically applied "... to a group of people living on soil which they have occupied from time immemorial, but who, through change of boundaries, have become politically subordinate." (Richard Schermerhorn, "Minorities : European and American," Phylon, Summer, 1959 : 179). (Simpson & Yinger, 1972 : 12) より重引用。

4. Wagley and Harris の定義

.....five characteristics by which the distinctive nature of minorities may be defined: (1) minorities are subordinate segments of complex state societies ; (2) minorities have special or cultural traits which* are held in

low esteem by dominant segments of the society ; (3) minorities are self-conscious units bound together by the special traits which* their members share and by the special disabilities which these bring ; (4) membership in a minority is transmitted by a rule of descent which is capable of affiliating succeeding generations even in the absence of readily apparent special cultural or physical traits ; (5) minority peoples, by choice or necessity, tend to marry within the group. (Wagley and Harris, 1964 : 10)³⁴⁾

5. Kinlock の定義（その1）

"minority groups" in general are groups defined as real and different on the basis of perceived cultural and/or physical differences, with race, ethnicity, and sex being the main criteria. (Kinlock, 1974 : 10)

6. Kinlock の定義（その2）

The latter (a minority group —引用者) may be defined as *any group that views itself and/or is defined by a dominant power elite as unique on the basis of perceived physical, cultural, economic, and/or behavioral characteristics and is treated accordingly in a negative manner.* (Kinlock, 1974 : 50)

[付録2] 先行研究におけるマイノリティーの類型

1. Rex の類型

exhaustive list of the kinds of minority groups.

- (1) Vanquished enemies : the American Indians, the Africans in South Africa, the French in Canada, the Afrikaners in South Africa.
- (2) Outright slaves : West African negroes in British territories and East African peoples enslaved by Arab societies.
- (3) Poor immigrants : Italian, Polish and many other minorities in the United

34) この定義は、(Rex, 1970 : 25), (Simpson & Yinger, 1972 : 12) にも引用されている。ただし、後者の引用文では、*印をつけた関係代名詞 which が that に変更されている。

States; West Indian, Pakistani or Indian immigrants in Britain.

- (4) Political refugees : Jewish refugees from Nazism, Hungarian and other refugees from the communist world.
- (5) Indentured labourers : Indian and Chinese workers in various British colonial territories.
- (6) Trading minorities : Jewish, Muslim Indian and Chinese traders in various parts of Africa, Asia and Europe.

(Rex, 1970 : 28)

2. Wirthによる、実り豊かな類型に関する記述

Once we know that almost any distinctive characteristics, whether it be the physical marks of race, or language, religion, and culture, can serve as criteria of membership in a minority we will not be inclined to construct a typology of minorities upon the marks by which they are identified. A fruitful typology must rather be useful in delineating the kinds of relationships between minorities and dominant groups and on the kinds of behavior characteristically associated with these types of relationships.

An adequate typology of minorities must, therefore, take account of the general types of situations in which minorities find themselves and must seek to comprehend the *modus vivendi* that has grown up between the segments of those societies in which minority problems exist.

There are a number of axes alongside of which the problems of minorities range

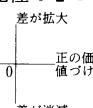
themselves. Among these are: (1) the number and size of distinct minorities in the society in question; (2) the degree to which minority status involves friction with the dominant group or exclusion from participation in the common life of the society; (3) the nature of the social arrangement governing the relationship between minority and dominant group; and, (4) the goals toward which the minority and dominant groups are striving in quest of a new and more satisfactory equilibrium. (Wirth, 1945 : 352)

引用文献

- Allport, Gordon W., 1954, *The Nature of Prejudice*. Reading, Massachusetts : Addison-Wesley. 原谷・野村訳『偏見の心理』東京：培風館, 1968.
- Goffman, Erving, 1963, *STIGMA; Notes on the Management of Spoiled Identity*. Englewood Cliffs: Prentice-Hall. 石黒毅訳『スティグマの社会学』東京：せりか書房, 1970.
- Kinlock, Graham C. 1974, *The Dynamics of Race Relations : A Sociological Analysis*. New York : McGraw-Hill.
- 楠原彰, 1978, 「南アフリカ共和国」, 『世界大百科年鑑 1978』東京：平凡社。
- 見田宗介, 1966, 『価値意識の理論』東京：弘文堂。
- Rex, John, 1970, *Race Relations in Sociological Theory*. London : Cox & Wyman Ltd.
- Schermerhorn, R. A., 1970, *Comparative Ethnic Relations*. New York : Random House.
- Simpson, G. E., & Yinger, J. M., 1972, *Racial and Cultural Minorities : An Analysis of Prejudice and Discrimination*. Forth Edition. New York : Harper & Row.
- 鈴木二郎, 1975, 「ヒューマニズムと差別」, 『現代と思想』17 : 37-53, 東京：青木書店。
- 海野道郎, 1978, 「差別の概念と測定」, 『関西学院大学社会学部紀要』36 : 97-108.
- Van den Berghe, Pierre L., 1967, *Race and Racism*. A

(補注 1) 24) の注における考えは海野のものであり, 鏡は若干異なる考え方をしている。すなわち, このように定義すると, 社会的規定性という基準の構成要素として, ①価値づけ (valuation) と②差の変動 (variation of difference) の 2 つが含まれることになる。そこで①下図のような座標上で考えるという可能性と, ②現実の差の変動に関する問題は移行可能性の中で取扱い、社会的規定性は価値づけだけで考えていくという可能性の 2 つが考えられる。(この部分は原助教授(東京工業大学, 社会工学科)との議論に負う)
 これに関連する事例として, 精神病は, 患者に対する偏見それ自体が病状を悪化させると言われているが, それに対して偏見がなくなることそれ自体によって病状が良くなるのか? といふ問題が考えられる。

(補注 2) 部落民の例は次のように直した方が正確になると考えられる。部落民だと考えられている人がいる。私がその人と婚姻関係を結び, しかも, その人を部落民だと考えている周囲の人々の中で暮す場合に, 周囲の人々にとて私が部落民か否かということが重要になってくる。(鏡)



- Comparative Perspective.* New York : Wiley.
- Wagley, Charles and Marvin Harris. 1964, *Minorities in the New World* : Six Case Studies. New York : Columbia University Press.
- Wirth, Louis, 1945, "The Problem of Minority Groups," in Linton, R. (ed.) *The Science of Man in the World Crisis.* New York : Columbia University Press.
- 中野正訳「マイノリティー・グループの問題」, 池島・重信監訳『世界危機における人間科学(下巻)』126-156頁所収。東京：新泉社, 1975。